

# 宮崎市多様な介護予防の効果検証事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、一般介護予防事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号に掲げる事業をいう。）として、行政以外の団体が企画・実践している介護予防に資するプログラムの中から、介護予防の高い効果が見込まれ、かつ、通いの場での実施が可能なものについて、効果検証を経て本市の介護予防事業に取り入れることを目的とする宮崎市多様な介護予防の効果検証事業（以下、「効果検証事業」という。）について必要な事項を定めることとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「介護予防」とは、要介護状態の発生をできる限り防ぐこと又は要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと若しくは軽減を目指すことをいう。
- (2) 「多様な介護予防」とは、行政以外の団体が企画及び実践している、介護予防に資する、かつ、心身機能の維持向上を目的とした取り組みのことをいう。
- (3) 「モニター」とは、宮崎市に住所を有する65歳以上の高齢者で、本事業の参加者として多様な介護予防に9か月間継続して参加する意欲がある者をいう。
- (4) 「効果検証委員会」（以下、「委員会」という。）とは、宮崎市介護予防効果検証委員会設置要綱に基づき設置された組織のことをいう。
- (5) 「効果測定」とは、体力測定及び紙面調査のことをいい、その内容については前号に掲げる委員会の意見を元に市が定める。

## (事業内容)

第3条 本事業において実施する内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 多様な介護予防をモデル的に実践し（以下、「モデル的实践」という。）、効果測定を行う。
- (2) 前号に掲げる効果測定結果を元に効果検証を行う。

## (実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

2 前項に掲げる実施期間において、前条第1号に掲げるモデル的实践及び効果測定の実施期間は、令和3年6月1日から令和4年2月15日までとする。

## (実施場所)

第5条 第3条第1号に掲げるモデル的实践及び効果測定を行う場所は、本市に設置されている公共施設や自治公民館等の他、市が適当と認める場所とする。

## (実施主体及び委託)

第6条 本事業の実施主体は宮崎市とする。

2 市は、第3条第1号に掲げるモデル的实践及び効果測定について、予算の範囲内において、次の全号を満たす市民団体または民間事業者等（以下、「受託事業者等」という。）に委託することができる。

- (1) 宮崎市内に事務所を有すること

- (2) 高齢者を対象として、多様な介護予防を実施していること
- (3) 過去5年間において、本市における介護予防事業の受託実績がないこと

(実施方法)

第7条 第3条第1号に掲げるモデル的実践については、次の各号に掲げる方法で行うこととする。

- (1) 原則週1回以上、同じ場所で行う
- (2) モニターの人数は、1か所10名以上とする

2 第3条第1号に掲げる効果測定については、市が次の各号に掲げる方法で行うこととする。

- (1) 6月と2月に行う
- (2) 原則として全てのモニターに対して行う

3 第3条第2号に掲げる効果検証については、次の各号に掲げる方法で行うこととする。

- (1) 委員会において、効果測定の結果を審査、評価する
- (2) 前号に掲げる審査、評価の結果を公表する

(受託事業者の役割)

第8条 受託事業者は、第3条第1号に掲げるモデル的実践及び効果測定を行うにあたり、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 案内チラシの配布等の広報に関すること
- (2) モニターの募集及びモニターへの事前説明に関すること
- (3) モニターの安全管理及び個人情報の適切な管理に関すること
- (4) 実施場所の確保（借用を含む）に関すること
- (5) 使用する器具等の準備に関すること
- (6) 効果測定時の補助に関すること

(市の役割)

第9条 市は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 効果検証する多様な介護予防の選定に関すること
- (2) 委員会の設置、運営に関すること
- (3) 効果測定を実施し、集計結果を委員会に提出すること
- (4) 第7条第3項第2号に掲げる審査、評価の結果の公表に関すること

(モニターの役割)

第10条 モニターは、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 第3条第1号に掲げるモデル的実践に原則として毎回参加すること。なお、1のモニターが2か所以上の実施場所に重複して参加することは不可とする。
- (2) 第3条第1号に掲げる効果測定に協力すること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は令和4年3月31日に限り、その効力を失う。